

一般社団法人圧入締固研究機構

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人圧入締固研究機構と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区芝四丁目 6 番 1 2 号に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、圧入締固工法（以下、本工法という。）の発展を図り、良好な社会資本等の整備に寄与することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 本工法の普及・展開及び広報
- (2) 本工法の技術資料、積算資料等の整備
- (3) 本工法に係る技術の更なる向上のための研究及び改良
- (4) 関係諸機関に対する連絡と意見の具申
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認の上、社員総会での承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 6 条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 総社員の同意があったとき

(退社)

第7条 社員は、1か月以上前に当法人に対して予告することで退社することができる。ただし、やむをえない事由があるときには、社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、社員総会にて代表理事が定める。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、2名以下を代表理事とすることができる。
- 3 理事のうち、1名以内を専務理事、1名以内を常務理事とすることができ、代表理事以外の理事を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、専務理事、常務理事及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した理事又は監事の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、増員により就任した監事の任期については、現任者の任期の残存期間が2年に満たないときは、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬)

第22条 理事及び監事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第23条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第24条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、当該理事会にて選出する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使禁止)

第30条 理事会に出席できない理事は、委任状その他の代理権を証明する書面をもって、他の理事を代理人としその議決権を代理行使させることはできない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第35条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残存財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年6月30日までとする。

2 最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第34条第1項の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	鈴木 弘之、小西 武、石田 哲也
設立時代表理事	鈴木 弘之、小西 武
設立時監事	大沢 一実

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

設立時社員	住所	東京都港区芝四丁目6番12号
	名称	みらい建設工業株式会社
設立時社員	住所	東京都中央区銀座七丁目12番7号
	名称	東興ジオテック株式会社

設立時社員 住所 東京都台東区柳橋二丁目19番6号
名称 三信建設工業株式会社

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人圧入締固研究機構設立のため、設立時社員みらい建設工業株式会社他2名の定款作成代理人である行政書士石下貴大は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和5年1月30日

設立時社員 みらい建設工業株式会社 代表取締役 石橋 宏樹

設立時社員 東興ジオテック株式会社 代表取締役 瀬高 末広

設立時社員 三信建設工業株式会社 代表取締役 山崎 淳一

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 石下貴大